

広島県開発登録簿調書

伯S47-5

登録番号

当 初 許 可	開 発 許 可		番 号	指令都函 第 93 号		変 更 許 可	番 号	年 月 日		内 容
			年 月 日	昭和 47 年 5 月 23 日						
	開 発 許 可 を 受 け た 者		住 所	東京都港区西新橋3丁目8番4号						
			氏 名	矢崎 裕美 (株) 取締役社長 矢崎 貞美						
	工 事 施 行 者		住 所	呉市中通1丁目3番31号						
			氏 名	(株) 増岡組						
	許 可 に 基 づ く 地 位 の 承 継	承継または 受 理	番 号							
			年 月 日	昭和 年 月 日						
		承継した者	住 所							
			氏 名							
		工事施行者	住 所							
	氏 名									
		承 継 の 原 因 等								
	開 発 行 為 の 概 要	開発区域に含まれる 地域名称および地番		佐伯郡五日市町大字五日市字肥後 1892番地13分 。 宇波地区 2,236番地0.13分						
開 発 面 積		13,332.18 平方メートル								
予定建築物の用途		事務所, 倉庫, 共同住宅								
宅地区画および戸数		1戸, 1棟, 50戸								
区域および 地 域 等		区 域	市街化区域 ・ 市街化調整区域							
法 第 4 1 条 第 1 項 の 制 限 の 内 容		・ 建ぺい率 ・ 容 積 率 ・ 高さの限度 ・ 壁面の位置 (別紙土地利用計画図のとおり)								
予 定 工 期	着 手 完 了	昭和 47 年 5 月 24 日			備 考					
		昭和 48 年 2 月 20 日								
	工 事 完 了	検 査	昭和 48 年 3 月 5 日							
		公 告	昭和 48 年 3 月 27 日							